

○ 警視庁職員健康管理規程

平成16年3月29日

訓令甲第6号

存続期間

[沿革] 平成 20年 6月 訓令甲第23号 (い)
26年 4月 同第19号 (ろ)
27年 3月 同第20号 (は)
28年 3月 同第5号 (に)、8月同第21号 (ほ)
29年 1月 同第1号 (へ) 改正

警視庁職員健康管理規程（昭和57年3月13日訓令甲第2号）の全部を次のように改正する。

目次（い、に）

第1章 総則（第1条—第5条）
第2章 健康管理体制（第6条—第14条）
第3章 健康の管理
第1節 健康の保持増進（第15条）
第2節 健康診断（第16条—第20条）
第3節 疾病の管理（第21条）
第4節 ストレスチェック及び面接指導（第22条—第24条の2）
第5節 健康教育等（第25条—第27条）
第6節 感染症等の対策（第28条—第30条）
第4章 環境衛生
第1節 勤務環境の管理（第31条・第32条）
第2節 保健施設等の管理（第33条—第35条）
第5章 報告及び調査等
第1節 報告（第36条—第39条）
第2節 調査等（第40条・第41条）
第6章 補則（第42条）
附則

第1章 総則

（目的）

第 1条 この規程は、職員（警察官、警察行政職員及び一般職非常勤職員をいう。以下同じ。）の健康管理について必要な事項を定め、もって警察力の充実強化に寄与することを目的とする。（い、は、へ）

（準拠）

第 2条 職員の健康管理については、別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（責務）

第 3条 警務部長は、職員の健康管理の総括責任者として、健康管理業務の適正な運営に当たるものとする。

2 所属長は、所属における健康管理業務の適正な推進に努めなければならない。

（職員の義務）

第 4条 職員は、常に自己の健康を最良の状態に保持増進するように努めるとともに、この規程に定める健康管理上必要な措置に従わなければならない。

（健康情報の管理）

第 5条 健康管理本部長は、職員の個人情報のうち、健康診断、心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）及びその結果に基づく面接指導の結果、病歴その他の健康に関する情報（以下「健康情報」という。）の適正な管理に当たるものとする。（い、

ろ、に)

- 2 所属長は、所属における健康情報の適正な管理及び運用に当たるものとする。
- 3 健康管理業務に従事する職員は、その職務上知り得た健康情報を健康管理業務以外の目的で取り扱い、又は他人に提供してはならない。
- 4 健康情報は、警務部長が別に定めるところにより、警視庁情報管理システムを利用して管理することができる。

第2章 健康管理体制

(健康管理本部長等の職務)

- 第 6条 健康管理本部長は、警務部長を補佐し、健康管理本部の職員を指揮して、健康管理業務を的確に行うものとする。
- 2 健康管理本部の医師は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に定める産業医としての業務を行うものとする。

(嘱託医の委嘱及び配置)

- 第 7条 産業医として委嘱する医師（以下「嘱託医」という。）の委嘱又は解任は、警視総監が行い、嘱託医の配置は、警務部長が定めるものとする。
- 2 健康管理本部長は、嘱託医の委嘱又は解任に係る事務手続を行うものとする。

(嘱託医の職務)

- 第 8条 嘱託医は、健康教育、健康相談、保健指導その他職員の健康の保持増進に関する措置並びに衛生管理者に対する助言及び指導を行うものとする。
- 2 嘱託医は、前項に規定する職務を実施した結果必要と認められた事項については、速やかに関係所属長に報告するものとする。

(総括安全衛生管理者等の指定及び報告)

- 第 9条 所属長は、所属職員の中から、総括安全衛生管理者、主任衛生管理者及び衛生管理者を指定しなければならない。（い、ろ）
- 2 所属長は、総括安全衛生管理者が病気その他の理由により職務を行うことができないときは、代理者を指定しなければならない。
- 3 所属長は、衛生管理者の職務の円滑な推進を図るため、衛生管理事務担当者（以下「事務担当者」という。）を指定することができる。
- 4 所属長は、総括安全衛生管理者、主任衛生管理者、衛生管理者及び事務担当者を指定したときは、警務部長（健康管理本部長経由。以下報告する場合において同じ。）に報告するものとする。

(総括安全衛生管理者等の職務)

- 第 10条 総括安全衛生管理者は、主任衛生管理者、衛生管理者及び事務担当者を指揮して、所属における健康管理業務に当たるものとする。（い）
- 2 主任衛生管理者は、総括安全衛生管理者を補佐し、衛生管理者及び事務担当者と協力して、所属における健康管理業務の円滑な推進を図るものとする。
- 3 衛生管理者及び事務担当者の職務は、警務部長が定めるものとする。

(衛生委員会の設置等)

- 第 11条 衛生委員会は、警務部長が定める所属等に置くものとする。（ろ）
- 2 衛生委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 衛生委員会が置かれた所属等の長は、構成委員について必要事項を警務部長に報告するものとする。構成委員に変更が生じたときも同様とする。

(衛生委員会の委員の任期)

- 第 12条 衛生委員会の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(衛生委員会の任務)

- 第 13条 衛生委員会は、職員の健康の保持増進及び環境衛生に関する調査及び審議を行い、その結果を所属長等に報告するものとする。

(東京都人事委員会への選任報告)

- 第 14条 所属長は、産業医、総括安全衛生管理者及び衛生管理者の選任に係る必要事項について、

東京都人事委員会に遅滞なく報告するものとする。

第3章 健康の管理

第1節 健康の保持増進

(健康の保持増進)

- 第 15条 警務部長は、職員の健康を保持増進するため、健康診断、ストレスチェック、健康教育、健康相談その他の措置を計画的に推進するものとする。(い、に)
- 2 職員は、自らの健康づくりのため健康的な生活習慣を実践し、病気の予防に努めなければならない。

第2節 健康診断

(健康診断の種別)

- 第 16条 健康診断の種別は、法令に定める雇入れ時健康診断、定期健康診断、深夜業従事者健康診断、特殊健康診断及び臨時健康診断並びに警務部長が必要と認める健康診断とする。(い)

(健康診断の実施)

- 第 17条 警務部長は、第15条第1項の健康診断を部外の健康診断機関に委託して行うことができるものとする。
- 2 所属長は、前項の健康診断の実施に当たっては、所属職員を受診させなければならない。
- 3 職員は、第1項の健康診断を受診しなければならない。

(健康診断結果の通知)

- 第 18条 警務部長は、健康診断の結果を本人及びその所属長に通知するものとする。

(健康診断後の措置)

- 第 19条 警務部長は、健康診断の結果、特に健康の保持増進に努める必要があると認められる職員に対し、保健指導等を行うものとする。
- 2 所属長は、所属職員の健康診断結果について、必要により健康管理本部長に意見を求め、疾病への早期対応及び勤務態様の管理の適正に努めるものとする。

(健康管理区分の指定)

- 第 20条 警務部長は、健康管理本部長の総合的な意見に基づき、職員それぞれの健康管理区分を指定して、管理するものとする。
- 2 健康管理区分は、警務部長が定めるものとする。

第3節 疾病の管理

(疾病の管理)

- 第 21条 警務部長は、疾病の管理を要すると認められる職員に対し、適切な管理、指導及び助言を行うものとする。
- 2 所属長は、所属職員の健康管理区分に応じて適切な管理、指導及び助言を行い、前項に規定する職員の病状経過を把握しておくものとする。

第4節 ストレスチェック及び面接指導 (い、に)

(ストレスチェックの実施)

- 第 22条 警務部長は、健康管理本部長が指定する医師、保健師等 (以下「実施者」という。) によるストレスチェックを1年以内ごとに1回行わなければならない。(い、に)
- 2 所属長は、前項のストレスチェックの実施に当たっては、所属職員に実施勧奨を行うものとする。
- 3 職員は、第1項のストレスチェックに回答するように努めるものとする。

(ストレスチェック結果の通知)

- 第 23条 健康管理本部長は、ストレスチェックの結果を実施者から職員本人に通知させるものとする。ただし、あらかじめ当該職員の同意を得た場合は所属長等に提供することができる。(に)

(面接指導の実施)

- 第 24条 警務部長は、ストレスチェックの結果、心理的な負担の程度が高い職員であつて、面接指導を受ける必要があると実施者が認めたものから申出があつた場合は、遅滞なく、医師による面接指導を行わなければならない。(に)
- 2 実施者は、前項の申出を行わない職員に対し、当該申出を行うよう勧奨するものとする。
 - 3 所属長は、第1項の規定による面接指導の結果に基づき、当該面接結果に係る職員の健康を保持するため必要な措置について、面接担当医師の意見を聴かなければならない。
 - 4 所属長は、前項に規定する医師の意見を勘案し、その必要があると認める場合は、当該職員の実情を考慮し、勤務上の措置その他の適切な措置を講じなければならない。

(職場環境の改善等)

- 第 24条の2 警務部長は、実施者にストレスチェックの結果を集計させ、その結果について分析させるとともに、分析した結果を勘案し、職場環境の改善等必要な措置を講じるよう努めなければならない。(に)

第5節 健康教育等 (い)

(健康教育)

- 第 25条 健康管理本部長は、職員の健康に関する知識の普及向上に努めるものとする。(い)
- 2 所属長は、所属職員の健康の保持増進に必要な教育を実施し、正しい知識の向上に努めるものとする。

(健康相談)

- 第 26条 職員は、健康上の問題について、健康管理本部に申し出て相談することができる。(い)

(保健指導、栄養指導及びカウンセリング)

- 第 27条 健康管理本部長は、保健指導、栄養指導及びカウンセリングにより、職員の健康の保持増進に努めるものとする。(い)

第6節 感染症等の対策 (い)

(感染症の予防)

- 第 28条 警務部長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第14号）に定める感染症（以下「感染症」という。）の予防のために必要があると認める場合は、職員に対して、予防接種法（昭和23年法律第68号）に定める予防接種その他予防上必要な措置を行うものとする。(い)

(感染症等発生時の措置)

- 第 29条 健康管理本部長は、感染症その他の原因により健康に障害を与える突発的な危機事案が発生したとき、又はその疑いがあるときは、速やかに職員の健康障害を防止するために必要な措置をとるものとする。(い)
- 2 所属長は、その管理する庁舎において、感染症のうち、就業制限、消毒等の措置を必要とするものが発生したとき、又はその疑いがあるときは、関係法令に従うほか、関係機関に要請して、まん延防止措置をとらなければならない。

(感染症の届出及び発生報告)

- 第 30条 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに所属長に届け出なければならない。(ほ)
- (1) 自己若しくは同居中の者が前条第2項に規定する感染症にかかったとき、又はその疑いがあるとき。
 - (2) 前条第2項に規定する感染にかかっている者又はその疑いがある者を取り扱ったとき。
- 2 所属長は、前項の規定による届出があつたときは、速やかに警務部長に報告しなければならない。ただし、前項第2号に係る報告は、前条第2項に規定する感染症のうちまん延する危険性が特に高いものに係る届出があつたときに限る。

第4章 環境衛生

第1節 勤務環境の管理

(職場環境の管理)

- 第 31条 健康管理本部長は、職場環境により健康障害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、所属長に対して是正措置又は改善についての助言を行うものとする。(い)
- 2 所属長は、快適な職場環境づくりを推進し、所属職員の健康障害を防止するために必要な措置を継続的かつ計画的に講じなければならない。
 - 3 職員は、常に勤務場所の清潔保持に努めなければならない。

(勤務態様の管理)

- 第 32条 警務部長は、職員の健康を確保するために必要と認めた場合は、所属長に対して勤務態様の調査及び報告を求めるものとする。(い)
- 2 健康管理本部長は、勤務態様から生じる健康障害を防止するため、所属長に対して勤務上の措置に関する助言又は指導を行うものとする。
 - 3 所属長は、所属職員の健康障害を防止するため、勤務態様を適切に管理するように努めなければならない。

第2節 保健施設等の管理

(保健施設の整備)

- 第 33条 所属長は、所属職員の健康管理上必要な保健施設の整備改善に努めなければならない。(い)

(給食施設等の衛生保持)

- 第 34条 所属長は、感染症の予防、食中毒等の防止を図るため、その管理する給食施設及び給食従事者の衛生保持に努めなければならない。(い)

(救急医薬品等の整備保管)

- 第 35条 所属長は、負傷者等の応急手当に必要な救急医薬品等を整備保管しておくものとする。(い)

第5章 報告及び調査等

第1節 報告

(休業に係る報告)

- 第 36条 所属長は、所属職員が心身の健康上の理由により引き続き7日(指定疾病による場合は1日)以上休業したとき及び当該職員が復務したときは、警務部長に報告しなければならない。(い、ろ)

(特定休業者に係る報告等)

- 第 37条 所属長は、特定休業者(次のいずれかに該当する職員をいう。以下同じ。)が主治医から復務可能と診断された場合は、健康管理本部長と協議し、必要により主治医の診断書、所属幹部の作成による報告書等を添付して、警務部長に報告するものとする。(い、ろ)
- (1) 長期(年次休暇等を含め、引き続き60日以上)に休業中の者
 - (2) 循環器系疾患で休業中の者
 - (3) 結核性疾患で休業中の者
 - (4) 心の病気で休業中の者
 - (5) 過去に休業した疾患と同一の疾患で休業中の者
 - (6) 再発や悪化が予想される疾患で休業中の者
 - (7) その他休業中の者で警務部長が必要と認めたもの
- 2 警務部長は、前項の報告を受けたときは、必要により健康管理本部長に診断を行わせ、業務軽減等による就業上の措置の必要性について判定し、所属長にその結果を通知するものとする。
 - 3 警務部長は、特定休業者の円滑な職場への復帰を図るために、必要な場合は当該職員の申出等により、別に定めるところにより、所属における職場復帰訓練を行わせることができるものとする。

(指定疾病及び勤務配慮に係る報告等)

- 第 38条 所属長は、所属職員が指定疾病を発病し、又は当該疾病の病状に変化を生じた場合は、速やかに警務部長に報告しなければならない。(い、ろ)
- 2 所属長は、第36条の場合を除き、所属職員に勤務配慮(傷病により深夜勤務、超過勤務、術科訓練等を軽減又は免除することをいう。)を必要と認めた場合は、速やかに警務部長に病状等を報告しなければならない。
 - 3 警務部長は、前2項の規定による報告を受けたときは、健康管理本部長の意見を徴し、必要により当該職員の健康管理区分を変更し、当該所属長に通知するものとする。

(死亡報告)

第 39条 所属長は、所属職員が死亡したときは、速やかに警務部長に報告しなければならない。(い)

第2節 調査等

(調査)

第 40条 警務部長は、職員の健康管理上必要な調査を行うことができる。(い)

(健康記録の整備)

第 41条 警務部長は、職員の健康管理上必要な事項について記録整備するものとする。(い)

第6章 補則

(警務部長への委任)

第 42条 この規程を実施するために必要な細部事項は、警務部長が定めるものとする。(い)

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

(廃止規定)

2 警視庁警察医務の嘱託医師に関する規程（昭和39年3月31日訓令甲第6号）は、廃止する。

(委嘱等の経過措置)

3 この訓令施行の際、改正前の警視庁職員健康管理規程の規定により委嘱し、又は指定されている嘱託医、委員会の委員長及び委員並びに総括安全衛生管理者等は、この訓令の規定に基づき委嘱し、又は指定されたものとみなす。